



点検項目	点検事項	点検結果	
入居継続支援加算（Ⅱ）	<p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分5以上</p> <p>介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上</p> <p>介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上の場合次の（一）、（二）及び（三）のいずれにも適合すること</p> <p>（一）業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を複数種類使用していること</p> <p>（二）介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の身体状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること</p> <p>（三）介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する、①入居者の安全及びケアの質の確保、②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮、③介護機器の定期的な点検、④介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
	<p>定員、人員基準に適合</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
	<p>サービス提供体制強化加算を算定していない</p>	<input type="checkbox"/> 該当	
	<p>入居継続支援加算（Ⅰ）を算定していない</p>	<input type="checkbox"/> 該当	





点検項目	点検事項	点検結果	
A D L維持等加算（Ⅱ）	<p>評価対象者（当該施設の利用期間（評価対象利用期間）が6月を超える者）の総数が10人以上</p> <p>評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省（LIFE）に測定を提出</p> <p>評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が2以上</p>	<input type="checkbox"/> 該当  <input type="checkbox"/> 実施  <input type="checkbox"/> 該当	
夜間看護体制加算	<p>常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている</p> <p>24時間連絡できる体制の確保等</p> <p>重度化した場合における対応の指針</p> <p>入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意</p>	<input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり	<p>夜間連絡・対応体制の指針、マニュアル等</p> <p>重度化対応のための指針</p>
若年性認知症入居者受入加算	<p>若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める</p> <p>利用者に応じた適切なサービス提供</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 実施	
医療機関連携加算	<p>看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用者毎に健康状況を随時記録</p> <p>利用者の同意</p> <p>協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている</p> <p>協力医療機関等と提供する情報内容を定めている</p> <p>協力医療機関又は利用者の主治の医師に月1回以上情報提供</p> <p>情報提供日前30日以内において、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が14日以上</p>	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔衛生管理体制加算	<p>定員、人員基準に適合</p> <p>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月1回以上、介護職員に(口腔ケアにかかるとして)助言、指導を行う。</p> <p>助言、指導に基づいた口腔ケア・マネジメントに係る計画の作成</p> <p>助言、指導を行うに当たり、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯で実施</p> <p>口腔ケア・マネジメント計画には口腔ケアを推進するための課題目標、具体的対策、留意事項等必要な事項が記載されている</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p>	
口腔・栄養スクリーニング加算	<p>利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当介護支援専門員に提供</p> <p>利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当介護支援専門員に提供</p> <p>定員、人員基準に適合</p> <p>利用者について、当該事業所以外で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p>	
科学的介護推進体制加算	<p>利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定し値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省(LIFE)に提出</p> <p>必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入所生活介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定特定施設入所生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施</p> <p><input type="checkbox"/> 実施</p>	



点検項目	点検事項	点検結果	
看取り介護加算（Ⅱ）	加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員 の数が 1 以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	<input type="checkbox"/> 該当	
	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家 族等に対し、内容を説明し同意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	
	医師、生活相談員、看護師、介護職員その他の職種の者 （「医師等」という）が協議の上、看取りの実績等を踏ま え、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
	看取りに関する職員研修を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
	医師等が共同で作成した介護に係る計画が作成されている	<input type="checkbox"/> 該当	介護に係る計画書
	医師等が介護に係る計画について説明し、同意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	
	医師等が利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時本人又は 家族の説明、同意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	
	自己負担の請求について利用者側に説明し文書にて同意を得 ている	<input type="checkbox"/> 該当	
	退居等の際入院先の医療機関等に利用者の状態等の情報提供 について本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	退居等の翌月になくなった場合
	本人又は家族に対する随時説明を口頭でした場合又は介護記録 に日時、内容及び同意を得た旨を記載している	<input type="checkbox"/> 該当	
	本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡して 来てもらえない場合、介護記録に職員間の相談日時内容及 び本人家族の状況が記載されている	<input type="checkbox"/> 該当	
	死亡日45日前から死亡日	<input type="checkbox"/> 該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	<input type="checkbox"/> 該当	
看取り介護加算（Ⅰ）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当		
夜間看護体制加算を算定している	<input type="checkbox"/> 該当		



点検項目	点検事項	点検結果
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	<p>利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当)の占める割合が2分の1以上</p> <p>認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践りーダー研修)を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すことに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施</p> <p>従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的の実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p>
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	<p>利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当)の占める割合が2分の1以上</p> <p>認知症介護に係る専門的な研修(認知症介護実践りーダー研修)を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すことに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施</p> <p>従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的の実施</p> <p>認知症介護に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施</p> <p>介護職員、看護職員ことの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施(実施予定も含む)</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p>
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	<p>次の(1)又は(2)に該当</p> <p>(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が10分の70</p> <p>(2) 介護職員の総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上</p> <p>指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施</p> <p>定員、人員基準に適合</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定していない</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p>



点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)いずれにも適合	<input type="checkbox"/>	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面で作成し、全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に固知	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7、次の(一)、(二)のいずれかに適合	<input type="checkbox"/>	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容について書面で作成し、全ての介護職員に周知 (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		



